

第2種特別加入保険料率表

事業又は作業 の種類番号	特 別 加 入 の 種 類	保険料率
特 1	自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業	1000分の11
特 2	建設業の一人親方	1000分の17
特 3	漁船による自営業者	1000分の45
特 4	林業の一人親方	1000分の52
特 5	医薬品の配置販売業者	1000分の6
特 6	再生資源取扱業者	1000分の14
特 7	船員法第1条に規定する船員が行う事業	1000分の48
特 8	柔道整復師	1000分の3
特 9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	1000分の3
特 10	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師作業従事者	1000分の3
特 11	歯科技工士	1000分の3
特 12	特定フリーランス事業	1000分の3
特 13	指定農業機械作業従事者	1000分の3
特 14	職場適応訓練受講者	1000分の3
特 15	金属等の加工、洋食器加工作業	1000分の14
特 16	履物等の加工の作業	1000分の5
特 17	陶磁器製造の作業	1000分の17
特 18	動力機械による作業	1000分の3
特 19	仏壇、食器の加工の作業	1000分の18
特 20	事業主団体等委託訓練従事者	1000分の3
特 21	特定農作業従事者	1000分の9
特 22	労働組合等常勤役員	1000分の3
特 23	介護作業従事者及び家事支援従事者	1000分の5
特 24	芸能関係作業従事者	1000分の3
特 25	アニメーション制作作業従事者	1000分の3
特 26	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	1000分の3

※特12「特定フリーランス事業」が令和6年11月より新設。

そのため、特12「指定農業機械作業従事者」から特25「情報処理システムの設計等の
情報処理に係る作業従事者」の事業又は作業の種類番号については特13から特26
に変更